

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成23年3月30日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

## 第1 監査の対象（公の施設の指定管理者監査）

- ア 指定管理者 長野県高齢者生活協同組合
- イ 施設 長野市石川老人憩の家、長野市大豆島老人憩の家、長野市茂菅老人憩の家、長野市若槻老人憩の家、長野市新橋老人憩の家、長野市東北老人憩の家、長野市東長野老人憩の家
- ウ 所管部局 保健福祉部高齢者福祉課

## 第2 監査の期間

平成22年8月31日から平成23年3月24日まで

## 第3 監査の方法

平成21年度及び平成22年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について主として平成21年度分を、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、事業報告書、決算報告書、出納関係書類等あらかじめ提出を求めた資料により、団体及び所管部局双方の関係職員からの説明を聴取するとともに、関係書類の監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次のとおりそれぞれについて着眼点を定め監査を実施した。

所管部局関係	指定管理者関係
1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。	1 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。	2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
3 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。	3 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。	4 利用促進のための努力はなされているか。
5 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。	5 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
6 事業報告書の点検は適切になされているか。また、評価は適切になされているか。	6 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。領収書等の整備、保存は適切になされているか。また、決算関係書類は、その経営成績、財政状態を適正に表示しているか。
7 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。	7 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
8 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。	
その他財務規則等に則った事務処理をしているか。	その他企業会計原則等に則った事務処理をしているか。



# 長野市老人憩の家

## 第1 施設、事業の概要

(長野市石川老人憩の家、長野市大豆島老人憩の家、長野市茂菅老人憩の家、長野市若槻老人憩の家、長野市新橋老人憩の家、長野市東北老人憩の家、長野市東長野老人憩の家（以下「老人憩の家」という。))

### 1 概況

老人憩の家は、老人に対し教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康及び福祉の増進を図ることを目的として設置され、平成18年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制により指定管理者が行っている。

また、老人憩の家の各施設の概要は表1-1から表1-7のとおりである。当該事業に係る平成21年度の収支状況及び老人憩の家の各施設の利用実績等は表2-1から表3-2のとおりである。

なお、表2-1については、監査にあたり指定管理者から提出された事業報告書記載のものを転載している。

#### (1) 施設の概要

表1-1

施設名称	長野市石川老人憩の家
所在地	長野市篠ノ井石川968番地
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	開設年月日：昭和47年4月1日 延床面積：639.65㎡ 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：火曜日・祝日及び年末年始 源泉：長野市

\* 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下同じ）

\* 年末年始とは、12月29日から1月3日まで（以下同じ）

表1-2

施設名称	長野市大豆島老人憩の家
所在地	長野市大字大豆島6311番地1
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	開設年月日：昭和48年4月1日 延床面積：575.48㎡ 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：木曜日・祝日及び年末年始

表1-3

施設名称	長野市茂菅老人憩の家
所在地	長野市大字小鍋60番地1
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	開設年月日：昭和48年12月24日 延床面積：409.21㎡ 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：水曜日・祝日及び年末年始 源泉：区所有

表1-4

施設名称	長野市若槻老人憩の家
所在地	長野市田中1457番地2
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	開設年月日：昭和52年9月15日 延床面積：420.95㎡ 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：火曜日・祝日及び年末年始 源泉：区所有

表1-5

施設名称	長野市新橋老人憩の家
所在地	長野市大字塩生甲2747番地イの1
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	開設年月日：昭和53年12月1日 延床面積：440.52㎡ 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：木曜日・祝日及び年末年始 源泉：長野市

表1-6

施設名称	長野市東北老人憩の家（長野市東北老人福祉センター併設）
所在地	長野市大字富竹962番地5
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	開設年月日：平成12年7月1日 延床面積：1,114.51㎡（東北老人福祉センター含む） 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：金曜日・祝日及び年末年始

表1-7

施設名称	長野市東長野老人憩の家
所在地	長野市吉田五丁目9番26号
指定の期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	開設年月日：昭和56年9月1日 延床面積：632.63㎡ 開館時間：午前9時～午後4時 休館日：日曜日・祝日及び年末年始 入浴日：月曜日・木曜日

## 2 事業の実施状況

### (1) 市指定事業

「長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例」及び基本協定書に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 指定施設の利用の受付等に関する業務
- イ 指定施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 指定施設の利用の許可及び利用の不許可に関する業務
- エ 指定施設の利用料金の収受に関する業務
- オ 指定施設の効用を増加させる自主事業に関する業務
- カ 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

### (2) 自主事業

平成21年度に指定管理者が行った主な自主事業は以下のとおりである。

#### ア 健康講座

- ①体の元気度チェック（全施設）②いきいき健康体操（全施設）③ストレッチと転倒予防（全施設）④長生きするための呼吸体操（若槻、大豆島、石川）⑤口内予防（石川、東長野）⑥食事でメタボ対策（大豆島、茂菅、若槻、新橋）⑦健康ダンス体操（茂菅、新橋）⑧交通安全をモチーフにした介護予防（全施設）

#### イ 他講座・イベント

- ①介護予防関連講座（茂菅、新橋）②大正琴講座（石川）③園芸講座（石川）④しめなわづくり（茂菅）⑤カラオケ大会（茂菅）⑥お正月を考える講演会（茂菅）⑦東長野利用者交流会⑧音楽鑑賞・名作など上映会⑨さくら祭り（石川、大豆島、若槻、新橋、茂菅）⑩講座発表会・展示会（東長野）⑪不用品市の開催（茂菅）⑫利用者懇談会（茂菅）⑬そば打ち体験（東北）⑭認知症予防ゲーム（茂菅）⑮舞踊披露会（茂菅）その他、各種展示会などの実施

3 収支状況 (表2-1)

(単位:円)

項目	石川老人憩の家	大豆島老人憩の家	若槻老人憩の家	茂菅老人憩の家
<b>収入</b>	<b>13,225,456</b>	<b>12,194,234</b>	<b>10,446,420</b>	<b>10,377,845</b>
長野市委託料	11,102,000	9,464,000	8,477,000	8,664,000
利用料収入	1,667,180	2,290,480	1,618,620	1,257,340
その他収入	456,276	439,754	350,800	456,505
<b>支出</b>	<b>13,500,392</b>	<b>12,497,869</b>	<b>10,544,614</b>	<b>10,460,232</b>
人件費	6,147,996	6,019,894	6,058,402	6,129,820
報償費	37,000	20,000	0	70,207
需用費	5,204,100	3,483,809	2,718,791	2,462,521
役務費	268,082	238,182	197,840	197,491
業務委託料	1,172,208	659,844	1,002,585	1,029,098
使用料	45,960	1,492,754	14,910	14,910
公課費	324,000	295,000	263,000	263,000
在勤地内旅費	12,940	280	980	5,080
本部負担金	288,106	288,106	288,106	288,105
(経常剰余金)	△ 274,936	△ 303,635	△ 98,194	△ 82,387
受取利息	100	300,151	104	88
<b>当期剰余金</b>	<b>△ 274,836</b>	<b>△ 3,484</b>	<b>△ 98,090</b>	<b>△ 82,299</b>

項目	新橋老人憩の家	東長野老人憩の家	東北老人憩の家	合計
<b>収入</b>	<b>11,907,780</b>	<b>9,881,589</b>	<b>20,025,844</b>	<b>88,059,168</b>
長野市委託料	10,327,000	9,248,000	17,721,000	75,003,000
利用料収入	1,198,100	575,140	1,883,880	10,490,740
その他収入	382,680	58,449	420,964	2,565,428
<b>支出</b>	<b>11,706,840</b>	<b>9,577,873</b>	<b>21,651,534</b>	<b>89,939,354</b>
人件費	6,096,728	5,114,904	8,268,520	43,836,264
報償費	0	107,800	1,270,200	1,505,207
需用費	3,582,682	2,246,707	7,439,080	27,137,690
役務費	365,835	202,456	612,450	2,082,336
業務委託料	1,022,580	881,864	2,412,637	8,180,816
使用料	20,910	497,037	1,581,167	3,667,648
負担金	0	0	37,800	37,800
公課費	321,600	236,000	23,000	1,725,600
在勤地内旅費	8,400	3,000	6,680	37,360
本部負担金	288,105	288,105	0	1,728,633
(経常剰余金)	200,940	303,716	△ 1,625,690	△ 1,880,186
受取利息	80	44	113	300,680
<b>当期剰余金</b>	<b>201,020</b>	<b>303,760</b>	<b>△ 1,625,577</b>	<b>△ 1,579,506</b>

\* 東長野老人憩の家は、生きがい講座含む。東北老人憩の家は、老人福祉センター及び老福研修費を含む。

表2-2

## 経常剰余金年度比較

(単位:円)

施設名	経常剰余金 A (平成21年度)	経常剰余金 B (平成20年度)	比較 (A-B)
石川老人憩の家	△ 274,936	△ 571,433	296,497
大豆島老人憩の家	△ 303,635	△ 261,440	△ 42,195
若槻老人憩の家	△ 98,194	48,277	△ 146,471
茂菅老人憩の家	△ 82,387	125,026	△ 207,413
新橋老人憩の家	200,940	△ 73,083	274,023
東長野老人憩の家	303,716	809,873	△ 506,157
東北老人憩の家	△ 1,625,690	1,233,030	△ 2,858,720
合計	△ 1,880,186	1,310,250	△ 3,190,436

\* 東北老人憩の家は、平成21年度より「長野県高齢者生活協同組合」が指定管理者となった。

## 4 施設の利用状況

表3-1

## 年間利用者数

(単位:人)

施設名	平成19年度	平成20年度 A	平成21年度 B	比較 B/A	開館日数 (H21年度)	開館日数比較 (H21-H20)
石川老人憩の家	21,125	18,836	21,223	112.7%	294	△ 1
大豆島老人憩の家	25,006	25,255	24,382	96.5%	292	0
若槻老人憩の家	20,453	11,282	18,223	161.5%	296	90
茂菅老人憩の家	14,438	16,239	14,362	88.4%	293	0
新橋老人憩の家	15,309	14,904	13,788	92.5%	293	1
東長野老人憩の家	14,265	14,963	13,405	89.6%	297	1
東北老人憩の家	24,697	25,894	22,498	86.9%	291	△ 2
合計	135,293	127,373	127,881	100.4%	2,056	89

表3-2

## 1日当たりの平均利用者数

(単位:人)

施設名	平成19年度	平成20年度 A	平成21年度 B	比較 (B/A)
石川老人憩の家	71.61	63.85	72.19	113.1%
大豆島老人憩の家	84.20	86.49	83.50	96.5%
若槻老人憩の家	69.33	54.77	61.56	112.4%
茂菅老人憩の家	49.11	55.42	49.02	88.5%
新橋老人憩の家	51.55	51.04	47.06	92.2%
東長野老人憩の家	48.19	50.55	45.13	89.3%
東北老人憩の家	83.44	88.38	77.31	87.5%
合計	65.36	64.75	62.20	96.1%

## 第2 監査の結果

出納その他の事務の執行については、一部に改善を要する事項が見受けられた。

なお、改善を要する事項は、次のとおりである。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

### 1 経理事務に関すること

#### (1) 伝票及び金銭出納帳の改善を求めるもの

老人憩の家の「請求および決済伝票」を確認したところ、請求書及び領収書等の添付のないものや、施設長の押印決裁による支払い等の確認がなされていないものが散見された。

また、一部の施設では、各施設で管理している金銭出納帳に、利用者が電話を使用した際の電話代を、収入として記載していなかった。

伝票及び金銭出納帳の適正な事務処理に努められたい。

(指定管理者)

#### (2) 金券の取扱い及び管理の改善を要するもの

ア 老人憩の家の回数券について確認したところ、年度末に余った回数券の一部はイベントにおけるボランティアへのお礼として使用されていた。

また、利用料金の売上に反映していない回数券を確認したところ、回数券の印刷ミスのために使用できず破棄したとのことであった。回数券は、金券であるので、使用できないものは破棄せず、保管するよう改善されたい。

(指定管理者)

イ 当日券の年度末における残券の取扱いが、徹底されていなく不明瞭であった。

残券は原則、指定管理者本部へ回収されることとなっているようだが、監査にあたり確認したところ、施設において年度末の残券がそのまま保管されているものが見受けられた。

また、指定管理者本部から老人憩の家に配布された当日券、回数券の番号等が管理記録簿（使用記録簿）により管理されていないものが見受けられた。併せて、使用券受領証による本部と施設での受領確認が徹底されていなかった。

金券の残券の取扱いと管理記録簿等による管理の徹底をされたい。

(指定管理者)

#### (3) 本部負担金（本社経費）の取扱いを明確にするべきもの（別表参照）

石川老人憩の家外5施設（東北老人憩の家を除く）の当初予算では、本部負担金（本社経費）として、2,714,000円を計上していたが、監査で確認した決算では、本部負担金を1,728,633円としていた。

この差額については、本部人件費に係る経費を賃金に振り分けたものであった。

また、石川老人憩の家外5施設（同上）の実質本社経費（本部職員人件費等）について、収支決算書を確認したところ、合計 4,750,587 円と算出することができた。

その内訳は、① 本部負担金 1,728,633 円、② 業務委託料の内 本部事務委託料 1,620,000 円、③ 賃金 本部職員人件費（総務担当職員）の賃金への振り分け分 1,401,954 円であった。これは、人件費合計（35,567,744 円）の 13.4%に当たるものである。

本部負担金（本社経費）を、賃金、業務委託料、本部負担金と複数の勘定科目へ計上することは不明瞭であり、公の施設に係る管理経費等が把握できなくなることから、適切な勘定科目へ計上するよう指導・改善されたい。

（高齢者福祉課、指定管理者）

## 2 経理規程等の整備に関すること

### （1） 経理規程等の整備を求めるもの

公の施設の管理に係る経理規程等は、整備されていない状況であった。

老人憩の家での現金の取扱い、金券の取扱い等を明瞭にするためにも、経理規程等を整備し、適正な取扱いを徹底されたい。

（指定管理者）

## 3 利用料の割引様式に関すること

### （1） 適正な割引様式の整備を求めるもの

「長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例施行規則」により、利用料金の割引等を受けようとする場合は、指定の様式による申込書を指定管理者へ提出することとなっているが、様式が施設によりまちまちであり、様式中に記載の適用条項も改正前の条例の条文が使われていた。

適正な様式を整備し、利用料金の割引等を実施するよう改善されたい。

（高齢者福祉課）

## 4 施設管理に関すること

### （1） 必要な報告を求めるもの

所管部局は、指定管理者が実施している入浴設備の水質検査・レジオネラ症に係る検査の結果について、指定管理者へ報告を求めていなかった。施設の衛生面、維持管理面で重要な事項である水質検査等の検査結果について、所管部局は仕様書に基づく月報等により、指定管理者から報告を受け確認をされたい。

併せて所管部局は、モニタリング評価において、施設の安全性の観点から、入浴設備の水質に関する評価を実施するよう改善されたい。

（高齢者福祉課）

(2) 安全管理について改善するもの

実地監査において、東北老人憩の家では、建物北側で地盤沈下していることが確認された。施設の機械設備等に不具合が生じることから、早急に対応されたい。

また、東長野老人憩の家では、屋根に太陽光による温水器が設置されていたが、使用できない状態であった。腐食等の状況を確認し、温水器を撤去するなど利用者への安全面を考慮し適切に対応されたい。

所管部局においては、老人憩の家の安全管理の観点からも、適切な施設管理に一層努められたい。

(高齢者福祉課)

## 5 事業報告書に関すること

(1) 事業報告書について改善を要するもの

所管部局へ提出された事業報告書を確認したところ、健康講座（自主事業）の実績報告の内容が誤って報告されていた。

また、収支報告書においても、所管部局に提出された決算数値と総勘定元帳による決算数値では、各科目において整合がとれなかった。特に、人件費（賃金）については、本部負担金（本社経費）に計上されていた本部職員の人件費を賃金に振り分けたため約140万円の差額が生じていた。

指定管理者は適正な事業報告書を作成するとともに、所管部局は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を確認し、公の施設管理に係る経費を適切に把握されたい。

(高齢者福祉課、指定管理者)

## 6 未収入金に関すること

(1) 適切な使用料（光熱水費等負担分）収入を求めるもの

仕様書に基づき、指定管理者は、長野市生きがいディサービス事業を行う者に、老人憩の家の休館日を使用させている。また、実施に伴う光熱水費等負担分については、当該事業者と協議する旨記載がある。

しかし、収支決算等を確認したところ、生きがいディサービスに係る使用料6施設分（年間分219万円）は未収入金となっていた。

また、使用料（1回1万5千円）の算出根拠も不明瞭であった。

年間の使用料が決算時までに入金されていないことについて、所管部局は、当該事業者へ使用料の支払方法を改善させるなど、指定管理者への適切な支払を指導されたい。併せて、公の施設の収支内容を適切に把握するためにも、仕様書に則り使用料の内容を明確にされたい。

(高齢者福祉課)

(意見)

## 1 モニタリング評価について

所管部局作成のモニタリング評価調書によると、老人憩の家の指定管理者評価に重要な指標となる「施設利用状況」は、前年度の各施設利用者数との比較による評価であった。

しかし、若槻老人憩の家では、20年度は工事のため営業日数が90日も少ないため、21年度では利用者が増加し前年度比161.5%と報告されていた。これは、1日当たりの平均利用者数による前年度比では112.4%となる。また、老人憩の家の利用者数は、年々減少傾向にある中で、年間利用者数による前年度比での指定管理者評価には疑問がある。

施設の利用状況を的確に把握し、指定管理者の正しい評価をするためには、具体的な施設利用者数等の目標値を設定し、指定管理者の事業実施における効果を適正に評価するよう努められたい。

## 2 施設の有効活用・効率的な運営について

「老人憩の家」の経営状況を確認したところ、今回の監査対象となった7施設では、年間利用者数、1日当たりの平均利用者数ともに減少の傾向が見受けられ、経常剰余金が赤字となっている施設は7施設中5施設であった。指定管理者が各施設において、様々な講座やイベントを開催するなど自主事業の実施に努力しているにも関わらず、利用者数の減少が見られるのは、男女共用のトイレ、駐車場不足等施設面の問題があることも要因と思われる。

高齢社会を迎えるにあたり、高齢者の交流の場を確保し福祉の増進を図るため、施設の有効活用に努めるとともに、今後、老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれる中、指定管理者との連携を更に深め、効率的な施設運営に一層努められたい。

長野市老人憩の家 予算と決算の比較(平成21年度)

別表

(単位:円)

施設名(東北老人憩の家を除く)	石川・大豆島・茂菅・若槻・新橋・東長野(6施設)			比較		
	当初予算	所管部局へ提出された平成21年度決算	監査で確認した平成21年度決算	C-B	A-B	A-C
	A	B	C			
長野市委託料	57,282,000	57,282,000	57,282,000	0	0	0
利用料収入	11,830,000	8,606,860	8,606,860	0	3,223,140	3,223,140
その他収入	0	2,144,464	2,144,464	0	△ 2,144,464	△ 2,144,464
供給高合計	69,112,000	68,033,324	68,033,324	0	1,078,676	1,078,676
<b>【事業経費】</b>						
賞与	0	0	1,374,537	1,374,537	0	△ 1,374,537
賃金	26,423,000	<b>29,402,752</b>	<b>30,804,706</b>	<b>③ 1,401,954</b>	△ 2,979,752	△ 4,381,706
通勤交通費	0	799,574	799,574	0	△ 799,574	△ 799,574
法定福利費	0	2,310,875	2,416,612	105,737	△ 2,310,875	△ 2,416,612
福利厚生費	2,039,000	172,315	172,315	0	1,866,685	1,866,685
人件費合計	28,462,000	32,685,516	35,567,744	2,882,228	△ 4,223,516	△ 7,105,744
報償費	234,000	344,007	235,007	△ 109,000	△ 110,007	△ 1,007
需要費	25,956,000	21,043,710	19,698,610	△ 1,345,100	4,912,290	6,257,390
役務費	1,623,000	1,705,212	1,469,886	△ 235,326	△ 82,212	153,114
業務委託料	5,120,000	5,142,528	5,768,179	625,651	△ 22,528	△ 648,179
内 本部事務委託料	0	—	<b>② 1,620,000</b>	—	—	△ 1,620,000
使用料	2,306,000	2,126,481	2,086,481	△ 40,000	179,519	219,519
公課費	2,643,000	1,702,600	1,702,600	0	940,400	940,400
在勤地内旅費	54,000	30,680	30,680	0	23,320	23,320
本部負担金	2,714,000	3,507,086	<b>① 1,728,633</b>	△ 1,778,453	△ 793,086	985,367
物件費合計	40,650,000	35,602,304	32,720,076	△ 2,882,228	5,047,696	7,929,924
計	69,112,000	68,287,820	68,287,820	0	824,180	824,180
(経常剰余金)	0	△ 254,496	△ 254,496	0	254,496	254,496
受取利息	0	300,567	300,567	0	△ 300,567	△ 300,567
当期剰余金	0	46,071	46,071	0	△ 46,071	△ 46,071

- \* B欄……所管部局へ、指定管理者より収支報告として提出された決算額
- \* C欄……監査資料として指定管理者より提出され、総勘定元帳等と確認をした決算額
- \* ①+②+③= 4,750,587 円